

函 競 事

令和 8 年 (2026年) 6 月 8 日

総務常任委員会委員 各位

競輪事業部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 競輪事業部に所属する職員の逮捕について

(競輪事業部事業課)

## 競輪事業部に所属する職員の逮捕について

本日、本市職員が公金亡失に関わる被疑事実（有印私文書偽造・同行使、詐欺）により逮捕された。

### 1 逮捕された職員（被疑者）

競輪事業部事業課 主事 近藤 樹（28歳） 令和7年度採用

### 2 逮捕日時

令和8年6月8日（月） 午前10時00分

### 3 被疑事実の概要

当該職員は、競輪事業部の競輪売上金を管理する銀行口座から、計10回にわたり、偽造した払戻請求書を用いて金融機関窓口から現金を不正に引き出し、計1,562,100円を着服した疑いで逮捕された。

なお、本市からは、被害総額11,298,150円の告発状を提出しており、余罪については、現在、警察が捜査している。

### 4 発覚の経緯

令和8年1月15日、預金通帳と関係帳簿の照合作業において不整合が発見され、同日夜、当該職員が警察署へ自首したことにより発覚した。

### 5 対応

本件については、職員が容易に持ち出し可能な状態で通帳および銀行印を保管していたことが主因であることから、直ちにこれらを鍵付き保管庫へ分離保管し、鍵の保管を厳格化する運用に改めた。

あわせて、複数名による相互チェック体制を確立するなど、業務執行体制の見直しを行うとともに、競輪事業部の全職員に対して服務規律の遵守と綱紀粛正の徹底を図った。

また、当該職員の処分については、今後の警察の捜査および事実関係に基づき厳正に対処する。